

京都府公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第20条第 4 項の規定により検定申請のあった次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認める旨の検定を行ったので、同規則第 9 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 13 日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	法人の代表 者の氏名	型 式 の 概 要			検 定 号	検 定 の 有効期間
		遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名		
株式会社サンセイアールアンドディ 名古屋市中区丸の内二丁目11番13号	山本 和弘	ぱちんこ遊技機	e 転生したらスライムだった件 2MF	株式会社サンセイアールアンドディ	5P1693	令和 8 年 2 月 13 日 から 3 年
タイヨーエレック株式会社 東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー	田中 宏孝	同 上	e 終末のワルキューレ E R E A	タイヨーエレック株式会社	511081	同 上